

【『らくらくプリントサービス・コンビニ収納代行パッケージ』 利用申込書】
兼 ID/パスワード通知書

お申込み先：株式会社野村総合研究所 社会情報システム事業部
〒135-0042
東京都江東区木場1-5-25 タワーS棟

お申込み種別 (NRI記入欄)	☐ 新規 ☐ 解約
らくらくプリントサービス 利用状況 (NRI記入欄)	☐ 利用中 ☐ 未利用
利用開始月 ※注2 (NRI 記入欄)	令和 年 月 日から

別紙、「らくらくプリントサービス・コンビニ収納代行パッケージ利用規約」に同意のうえ、次のとおり申込みます。

1. お申込み年月日

令和 年 月 日

2. ご利用者様

ご住所	
貴社名	印
ご担当者様	
受付通知先 E-Mail	@
お電話番号	()

3. サービス利用料
及び対象帳票

月額基本利用料	7,500円/月
---------	----------

※表示金額は消費税抜きです。
※月額基本利用料は利用開始年月の翌月より請求が開始されます。

対象帳票	料金/枚	対象帳票	料金/枚
請求書(コンビニ)	160円	発注者向振込依頼(コンビニ)	160円
未入金確認通知(コンビニ)	160円	会員向振込依頼(コンビニ)	160円
会費納入依頼書(コンビニ)	160円		

※表示金額は消費税抜きです。

- 注1 別途、コンビニ収納代行会社であるリコーリース株式会社との契約手続きが必要となります。
本申込書が弊社に到着次第、リコーリースより契約書類等を送付させていただきます。必要事項ご記入の上、リコーリースに送付願います。
- 注2 サービスのご利用開始目安は本申込書の弊社到着より約3～4ヵ月後です。
(リコーリースとの契約手続きの進捗状況や弊社訪問研修員のスケジュールなどにより前後する可能性があります)
- 注3 解約される場合のらくらくプリントサービス及びリコーリース株式会社の管理サイトへのログインは、利用料の最終決裁月の月末までとなります。
- 注4 当申込書と利用規約が異なる場合は、当申込書が優先して適用されます。
- 注5 印影の表示を希望される場合は、利用申込書と同時に印影サンプルを弊社営業担当宛にご郵送ください。
- 注6 本サービスの利用開始と同時に、「らくらくプリントサービス」の各種帳票(配分金明細書、配分金支払明細書など)のご利用が可能となります。
本申込と同時に、「らくらくプリントサービス」の利用規約(http://www.nri-social.co.jp/a80/pdf/200_15-3.pdf)に同意頂き、
「らくらくプリントサービス」の利用申込も完了したものと致します。

【NRI 記入欄】

特記事項	請求書発行タイミング(いずれかに○) ・随時 ・月初 ・月末 ・その他()
経理CD	同時研修の希望 配分金明細 毎月 日払い 配分金明細書 毎月 日払い 配分金支払証明書 毎年 月発行 他()

【TLP記入欄】

ふりがな	ふりがな
ID (新規時)	パスワード (新規時)

＜プリント作業会社＞
〒173-0026 東京都板橋区中丸町13-1 ゲオ・タワー池袋
株式会社TLP
部署：
担当：

Tel:

TLP受付欄	
No.	
担当者	承認者

野村総合研究所 らくらくプリントサービス・コンビニ収納代行パッケージ利用規約

お客様へ

1. 以下の「野村総合研究所 らくらくプリントサービス・コンビニ収納代行パッケージ利用規約」をよくお読み下さい。
2. お客様が「野村総合研究所 らくらくプリントサービス・コンビニ収納代行パッケージ」の提供を申し込んだ場合、本規約のすべての条件に同意したものと見なされ、お客様は自ら署名した他の契約書と同様、本規約に効力が生じることを承知します。
3. 本規約に同意されない場合は、「野村総合研究所 らくらくプリントサービス・コンビニ収納代行パッケージ」の提供を受けることはできません。
4. 万一、本規約を確認、同意せずに「野村総合研究所 らくらくプリントサービス・コンビニ収納代行パッケージ」の提供を申し込んだ場合、申込日から10日以内に書面でお申し出頂ければ、申込みを撤回することができます。但し、既にお客様が「野村総合研究所 らくらくプリントサービス・コンビニ収納代行パッケージ」の全部又は一部の提供を受けている場合は、申込みを撤回することはできません。
5. 「野村総合研究所 らくらくプリントサービス・コンビニ収納代行パッケージ」の申込みは、「野村総合研究所 らくらくプリントサービス・コンビニ収納代行パッケージ」の提供の開始を意味するものではありません。
6. 当社は、当社の都合により、「野村総合研究所 らくらくプリントサービス・コンビニ収納代行パッケージ」の申し込みをお断りすることがあります。

<野村総合研究所 らくらくプリントサービス・コンビニ収納代行パッケージ利用規約>

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

1. 株式会社野村総合研究所（以下「当社」といいます）は、この野村総合研究所 らくらくプリントサービス・コンビニ収納代行パッケージ利用規約（以下「本規約」といいます）によって野村総合研究所 らくらくプリントサービス・コンビニ収納代行パッケージを提供します。

第2条 (規約の変更)

1. 当社は、本規約を変更することがあります。
2. 当社は、本規約を変更するときは、当該変更により影響を受けることになるお客様に対して、当社の定めた方法により、事前にその内容について通知します。

第3条 (用語の定義)

1. 本規約においては、次の各号の用語はそれぞれ次の意味で使います。
- ①お客様：当社と利用契約を締結している企業その他法人の代表者
 - ②本サービス：当社が提供する、野村総合研究所 らくらくプリントサービス・コンビニ収納代行パッケージ
 - ③電子ファイル：お客様が本サービスを用いてプリント・発送するための元となる電子ファイル
 - ④利用契約：お客様が当社から本サービスの提供を受けるための契約
 - ⑤収納代行会社：リコーリース株式会社

第2章 野村総合研究所 らくらくプリントサービス・コンビニ収納代行パッケージ

第4条 (本サービスの内容)

1. 本サービスの内容及びその他詳細は、別途当社がお客様に提示する本サービスに関する利用マニュアル（以下「マニュアル」といいます）の記載の通りとします。

第5条 (提供区域)

1. 本サービスの提供区域は、当社が定める区域とします。

第3章 利用契約

第6条 (利用申込)

1. お客様は、当社が定める「らくらくプリントサービス・コンビニ収納代行パッケージ 利用申込書 兼 ID/パスワード通知書」（以下「申込書」といいます）を当社に提出し、別途、収納代行会社が定める請求回収業務委託契約書（以下「契約書」といいます）を収納代行会社へ提出することにより、本サービスの利用を申し込むものとします。

第7条 (申込内容の変更)

1. お客様は、申込内容の変更を希望する場合は、申込書に必要事項を記載して当社に提出するものとします。

第8条 (ご契約者の変更)

1. お客様は、申込書のご契約者欄の記載事項に変更があった場合、新たな申込書に必要事項を記載して、速やかに当社に提出するものとします。

第9条 (お客様の地位の承継)

1. お客様は、合併等により契約当事者としての地位が承継された際は、承継したことを証明する書類を添えて、申込書に必要事項を記載して、速やかに当社に提出するものとします。

第10条（利用契約の成立）

1. 当社は、お客様から本サービスの利用申込又は変更申込を受けた場合、申込書に当社所定の受付手続きやユーザID及びパスワード（以下合わせて「ユーザID」といいます）を記入し、お客様へ返送します。すでに野村総合研究所らしくプリントサービスを利用中のお客様は引き続き、そのユーザIDを利用できるものとします。なお、次の各号のいずれかに該当する場合、当社は利用申込又は変更申込を拒否することがあります。

- ①お客様が、申込書に虚偽の事実が記載していたとき
 - ②お客様に利用料金の支払能力が無い等、お客様が本サービスの利用に係る契約上の義務を怠るおそれがあるとき
 - ③当社の業務遂行上、又は技術上著しい困難があるとき
 - ④お客様が、当社の設備の正常な稼働を妨害する行為を行うおそれがあるとき
 - ⑤お客様又はお客様の構成員が、いわゆる反社会的団体に属している、あるいは取引しているとき
 - ⑥収納代行会社と契約書の締結がなされないとき
 - ⑦その他当社が、お客様との利用契約締結を適当でないと判断したとき
2. お客様が当社からユーザIDを取得し、かつ収納代行会社と契約を完了することをもって利用契約が成立するものとします。なお、当社がお客様から本サービスの利用申込書又は変更申込書を受領した日から4か月以内にお客様と収納代行会社との契約が完了しない場合、利用契約は成立しないものとします。

第11条（利用期間）

1. 本サービスの利用期間は、利用契約記載の利用開始年月日から当該年度（毎年4月1日から翌年3月31日とします）の末日までとします。但し、利用期間満了の3ヶ月前までに、お客様又は当社から相手方に対する事前の書面による解約の意思表示が無い限り、利用期間は自動的に1年間延長されるものとし、その後も同様とします。
2. 前項の定めに係わらず、お客様は当社に対する事前の書面による解約の申込により、申込があった日の属する月の末日をもって、本サービスの利用を終了することができるものとします。

第12条（本サービスの内容及び料金の変更）

1. 当社は、本サービスの内容及び利用料金を、変更することができるものとします。当社は、緊急やむをえない場合を除いて、1ヶ月前にお客様に変更の内容を通知します。
2. お客様は、前項に基づく変更後の本サービスの提供の継続を望まない場合は、当社からの変更の通知の後1ヶ月以内に当社に対して、利用契約の解約を通知するものとします。なお、お客様からの利用契約の解約の通知がない場合には、利用契約は変更された内容で継続されるものとし、お客様は予めこれに合意します。

第13条（権利譲渡の禁止）

1. お客様は、本サービスの提供を受ける権利及び本規約に基づきお客様に与えられる権利を、第三者に譲渡することはできません。

第14条（ユーザID）

1. お客様は、本サービスの利用期間中、当社がお客様に交付するユーザID及びパスワード（以下合わせて「ユーザID」といいます）を利用することができます。
2. お客様は、ユーザIDをお客様のみで利用するものとし、第三者に使用許諾、譲渡、貸与、名義変更又は担保の用に供してはならないものとします。
3. お客様は、第三者にユーザIDを利用されないよう厳重にユーザIDを管理しなければならないものとします。お客様は、第三者にユーザIDが利用されたことを知ったときは、ただちに当社にその旨報告するものとします。
4. 第2項の定めに拘わらず、お客様はお客様の責任において、お客様が指定する取引先（以下「お客様の取引先」といいます）に、ユーザIDを使用許諾することができるものとします。お客様は、お客様の取引先から当社に対して本サービスに関する苦情、損害賠償請求及び紛争等（以下総称して「紛争等」という）が発生したときは、責任をもって紛争等処理、解決し、当社を免責せしめるとともに、万一当社が損害を被った場合は、当社が被った損害を賠償するものとします。
5. 当社は、お客様のユーザID等の使用上の過誤、管理不十分又は第三者による不正使用等に起因するお客様の損害につき、一切の責任を負わないものとします。お客様のユーザID等によって本サービスの利用がなされている限り、第三者が不正に利用した場合であっても、お客様はかかる利用料金等の支払義務を負うものとします。

第4章 利用料金等

第15条（料金体系）

1. 本サービスの利用料金、その算定方法及び支払方法等は、本規約別紙「料金表」記載の通りとします。
2. 利用料金等は、本サービスに係るサイトに掲載するなど、お客様に対する事前通知により適宜改定されることがあります。料金規定を変更した場合には、本サービスは変更後の料金規定により提供されるものとします。
3. 前項の場合、お客様は1ヶ月以内に当社に対し書面による通知を行い、利用料金等の改訂の効力発生日を以て利用契約を中途解約することができるものとします。
4. 当社は、お客様より支払われた本サービスの利用料金等につき、いかなる事由が生じても返還しないものとします。
5. 利用料金等又は割増金の支払いを遅延したお客様は、当社に対し遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を支払わなければなりません。また当社は、現実にお客様から利用料金等又は割増金の支払いを受けるまでの間、本サービスの提供を中止することができるものとします。

第16条（課金開始日）

1. 当社は、本サービスの利用開始日から、お客様の利用料金を課金します。

第17条（料金の支払義務）

1. 利用料金の支払義務は、利用契約の成立時に発生するものとします。また第8条に定める申込内容の変更の場合は、変更後の利用料金の支払い義務は、当該変更に係る利用契約の成立時に発生するものとします。

第18条（支払方法）

1. お客様は、利用料金に課される税金及び公租公課（以下合わせて「税金」といいます）を全て負担するものとします。
2. お客様は、現在及び将来において各国で課される税金、課徴金、輸入税、関税、付加価値税又は罰金等の制約を一切受けることなく、これらを一切控除せずに、当社に利用料金を支払うものとします。

第19条（割増金）

1. お客様は、利用料金の支払いを不法に免れた場合、免れた額の2倍に相当する額を割増金として、当社に支払わなければならないとします。

第20条（遅延損害金）

1. お客様は、利用料金又は割増金の支払いを遅延した場合、利用料金又は割増金の支払いに加え、年率14.6%の遅延損害金を、当社に支払わなければならないとします。

第5章 損害賠償

第21条（損害賠償の範囲）

1. 当社は、本規約によって免責されている場合を除いて、当社の責に帰すべき事由により、本サービスの全部が利用不能となり、お客様が損害を被った場合、お客様の請求により、過去12ヶ月間（この期間が12ヶ月に満たない場合には、実際にお客様が利用した期間をベースとする）における利用料金を平均した月額金額の3カ月分を限度として、お客様に生じた通常且つ直接の損害を賠償します。
2. 当社は、本サービスが第三者の知的財産権を侵害したことにより、本サービスが利用不能となった場合、お客様の請求により、過去12ヶ月間（この期間が12ヶ月に満たない場合には、実際にお客様が利用した期間をベースとする）における利用料金を平均した月額金額の3カ月分を、お客様に返金します。なお、本項の定めは、知的財産権侵害に関する当社の責任の全てとし、前項は適用されないものとします。
3. 当社は、本条の定め以外は、お客様に生じた損害及び知的財産権侵害に関して、一切責任を負いません。

第22条（免責事項）

1. 当社は、本サービスの利用によって発生したお客様の損害（事業利益の損失、事業の中断、データの損失、お客様の取引先からの損害賠償請求に基づき発生したお客様の損害又はその他の金銭的損害を含むがこれらに限定されない）に関しては、利用契約に特段の定めがある場合を除き、その原因のいかんを問わず賠償の責任を負いません。
2. 当社は、第三者（他のお客様及びお客様の取引先を含む。以下同じとします）が本サービスを不正に利用することにより、お客様自身又は第三者に損害を与えた場合、その損害についていかなる責任も負いません。
3. 当社は、お客様が本サービスを不正に利用することにより、お客様又は第三者に損害を与えた場合であっても、その損害についていかなる責任も負いません。
4. 当社は、本サービスを現状のままお客様に提供するものであり、明示であると黙示であるとを問わず、その正確性、完全性、商品性、有用性、お客様の特定の目的に対する適合性を含むその他の保証は行いません。
5. 当社は、本サービスの利用に関するお客様のいかなる請求に対しても、その事由が発生した時から起算して3ヶ月を経過した後は、応じません。
6. 当社は、次に定める事由から生じるお客様及び第三者の損害については責を負いません。
①地震、火災、落雷、風水害その他の天災、戦争など当事者の支配を超えた事由により生じる損害。
②電子計算機、通信回線の障害、電力事故等の事故又は保全に必要な工事等に起因する損害。
③郵便、運送業者等の輸送事故（未配、誤配、紛失、落丁、乱丁、破損、汚損等を含みます）に起因する損害。
④本サービスに対する第三者の侵害のため、本サービスが正常に運用できないことによる損害。
⑤当社の責によらないハードウェア、ソフトウェア及びネットワークの不具合による損害。
⑥お客様による本サービスの操作ミス又は当社がお客様の指示に従った結果として生じる損害。
⑦お客様のハードウェア、ソフトウェア及びネットワークの不具合に起因する損害。
⑧ソフトウェアウイルス及びコンピュータシステムに対するハッキング等、不正アクセス行為に起因する損害。
⑨お客様の電子ファイルの内容及び電子ファイルの取り交わしに起因する損害。
⑩当社の予知できなかったシステム又はソフトウェアの不具合ならびにトランザクションの過度の集中による本サービスのダウン。
⑪データセンター事業者又はインターネット接続プロバイダの責に帰すべき故障、アクセス不能、性能の劣化。
⑫第28条第3項に基づく安全管理措置に定めるあるいは実装される電子ファイルの防衛手段（不正アクセスの防止対策を含むがこれに限定されない）に含まれない又は防衛手段を突破あるいは回避された結果として生じた電子ファイルの紛失、破壊、改竄、漏洩等に係る損害。
7. 当社は、お客様が第8条、第9条及び第10条に基づく申込書の提出を怠った結果としてお客様が不利益を被ったとしても、一切その責任を負いません。

第6章 サービスの制限、条件等

第23条（サービスの制限）

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときは、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限又は中止することがあります。

第24条（提供の中止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合において、緊急やむをえない場合を除き、あらかじめその理由、実施期日及び実施期間をお客様に通知した上で、本サービスの提供を中止することがあります。
①当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき

- ②当社が設置する電気通信設備の障害等やむをえない事由があるとき
- ③電気通信事業者、データセンター事業者、インターネット接続プロバイダが電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供が困難になったとき
- ④本サービスに対して第三者からの不正な接続等が発見され、これを防ぐことが困難なとき
- ⑤第23条の規定によるとき

第25条（提供の停止）

1. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告なく通知により本サービスの提供を停止することがあります。この場合、お客様は期限の利益を喪失し、その時点における利用料金、割増金又は遅延損害金等一切の債務を当社に弁済するものとします。
 - ①利用料金、割増金又は遅延損害金等の支払いを怠ったとき
 - ②お客様が本サービスを利用し、違法行為、他のお客様又は当社に不利益を与えるおそれのある行為、その他公序良俗に反する行為を行ったと、当社が判断したとき
 - ③利用申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき
 - ④支払の停止又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の決定又は申立てがあったとき
 - ⑤手形交換所の取引停止処分又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - ⑥公租公課の滞納処分を受けたとき
 - ⑦重要な営業又は資産の譲渡の決定があったとき
 - ⑧営業の停止処分、解散の決議、廃業又は転業、その他事業の継続に著しく支障となる事由が生じたとき
 - ⑨著しい信用の悪化、重大な過失又は背信行為があったと当社が判断したとき
 - ⑩第10条第1項に定める事由の一に該当すると当社が判断したとき
 - ⑪前各号に掲げる事項のほか、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼすおそれのある行為を行ったとき
 - ⑫自らまたは第三者を介して、暴力行為、脅迫行為、詐術行為、業務妨害などの違法行為をしたとき
 - ⑬自らとその役員、重要な地位の使用人、主要な株主、主要な委託先もしくはこれらに準ずる者等（以下あわせて「自己の経営関係者等」という。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはその関係者、その他反社会的勢力（以下あわせて「暴力団等」という。）であることが判明したとき、自己の経営関係者等が暴力団等の維持運営に協力もしくは関与していることが判明したとき、または自己の経営に暴力団等が関与していることが判明したとき

第8章 雑則

第26条（知的財産権）

1. 本サービスにおいて当社がお客様に提供する一切の著作物（本規約、ソフトウェア、マニュアル等を含みます）に関する著作権及び著作者人格権、並びにノウハウ等の一切の知的財産権は、当社又は当社への権利許諾者に帰属しています。お客様は、当社又は当社への権利許諾者の著作権表示を削除又は変更することは出来ません。

第27条（稼働環境）

1. 本サービスを利用するために必要となる端末機器等の稼働環境は、マニュアルに記載する通りとします。ただし当社が端末機器、周辺機器、ソフトウェア及び通信回線等の種類、バージョン及び組み合わせ等を確認した場合を除き、当社は稼働環境における本サービスの完全なる稼働を保証するものではありません。またお客様が端末機器に、本サービスを利用するために必要となるソフトウェア以外のソフトウェア（以下他社ソフトウェアといいます）をインストールした場合、当社は他社ソフトウェア及び本サービスの完全なる稼働を保証するものではありません。

第28条（電子ファイルの管理）

1. 当社は、善良なる管理者の注意義務をもって、お客様の電子ファイルを管理します。
2. 当社は、電子ファイルが不要になってから原則として14日後に、当社が定める方法により電子ファイルを消去します。但し、お客様が、当社が電子ファイルを消去する前に当社に電子ファイルの返還作業を依頼していた場合、当社は電子ファイルをお客様に返還するものとします。なお、返還作業は有償又は無償とし、お客様と当社の協議により定めるものとします。
3. 当社は、電子ファイルへの不当なアクセス又は電子ファイルの紛失、破壊、改竄、漏洩等の危険の防止のために、当社所定の、合理的に適切な措置（以下「安全管理措置」といい、具体的なセキュリティにかかるサービスレベルを含む。以下同じ）を定め、安全管理措置に従って電子ファイルを管理するものとします。
4. 当社は、電子ファイルに係る個人、又は官公庁から電子ファイルの開示請求、訂正又は削除の請求を受けた場合、すみやかにお客様に通知するものとし、当該個人又は官公庁の請求に直接応じる義務はないものとします。
5. 当社は、電子ファイルについて、自己の役員又は従業員の中から特定の管理責任者を選任し、管理を徹底させるものとします。
6. 当社は、電子ファイルを取り扱う自己の従業員や業務委託先を限定し、これらに対して適切な監督を行うものとします。

第29条（電子ファイルの管理状況の監査）

1. お客様は、当社における電子ファイルの安全管理措置の履行状況を確認するために必要な限度において、当社に対し書面による事前の通知をもって、口頭若しくは書面による報告、資料の提出又は監査の受入れを求めることができるものとします。この場合、当社は、事業の運営に支障があるときその他の正当な理由がある場合を除き、お客様の求めに応じるものとします。但し、当社は当社と同一もしくは類似の事業を行っている又は競合関係にあるもしくはこれになり得る者による監査を拒否することができるものとします。
2. 報告、資料の提出又は監査にあたり、お客様及び当社は資料その情報の秘密保持等について定めた秘密保持契約を事前に締結するものとし、またお客様は、監査のために当社の事業所又はコンピュータセンターへの入室が必要となる場合、当社所定の事務処理規則及び入退館規則に従うものとします。

3. お客様は、報告、資料の提出又は監査の結果、電子ファイルの保護管理が図られていないと認めたときは、当社に対しその理由を書面により説明したうえで、安全管理措置の改善を要請することができます。但し、安全管理措置の改善が、従前の水準を上回る措置の実現を内容とするものであるとき又は本サービスの対価に鑑みて商業的に合理的な観点で不相応な費用を要するものであるときは、その費用はお客様が負担するものとします。

4. 当社は、電子ファイルへの不当なアクセス又は電子ファイルの紛失、破壊、改竄、漏洩等の事故が発生したときは、直ちにお客様に報告するものとし、安全管理措置に違反したことにより発生したものであるときは、事故の拡大又は再発を防止するために合理的に必要と判断しうる措置を講じるものとします。なお、お客様及び当社が講じるべき措置及び費用負担の内容については、事故の内容及び規模等に鑑み、お客様と当社協議の上で定めるものとします。

第30条（再委託）

1. 当社は、本サービスの提供の全部又は一部を第三者に再委託する場合、以下の事項を遵守します。

①当社は、当社規定の基準を満たす、本サービスの提供に十分な能力を持つ者を選定します。

②当社は、当社が本サービスの提供の全部又は一部を第三者に再委託する場合でも、本契約の当事者としての責任を負います。

第31条（広告及び宣伝）

1. 当社は、お客様が本サービスを利用していることにつき、当社のホームページ、カタログ又はパンフレット等の印刷物で公開することができるものとします。お客様の要望がある場合、当社は速やかに公開を中止するものとしますが、既に印刷済みの印刷物についてはそのまま頒布することができるものとします。

第32条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本規約及び利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本国法が適用され、本サービスに関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

2. 当社は、本サービスの提供に関し、制定法、普通法、慣習法、慣行その他如何なる法的根拠に基づくことを問わず、また明示であると黙示であるとを問わず、本規約及び利用契約に定める以外のいかなる責任も負いません。ただし、法律上排除又は制限しえない強制力がある場合は当該排除し得ない強制力の及ぶ範囲において、本規約及び利用契約は適用されないものとします。なお、本規約及び利用契約の一部が無効であり強制力を有しないものと解された場合であっても、本規約及び利用契約のその他の部分の有効性は何ら影響を受けず、効力を維持するものとします。

第33条（全合意）

1. 本規約及び利用契約は、お客様及び当社の本サービスの提供条件に関する完全な合意であり、本規約及び利用契約と異なる一切のすべての表明、交渉、連絡又は通知に優先して適用されるものとします。

第34条（効力の存続）

1. 事由の如何に係わらず、本サービスの利用期間が終了又は本サービスの提供が終了した場合であっても、第13条、第14条第5項、第19条、第20条、第21条、第22条、第26条、第27条、第28条第2項、第31条、第32条、第33条及び本条の効力は、その後も存続するものとします。

付則

1. 本規約は、2017年6月1日より効力を発するものとします。

履 歴

（制定） 2013年 8月 1日

（改正） 2017年 1月26日 2017年 5月 8日 2019年 8月 7日 2025年 2月28日
2026年 5月 1日

[別紙]

□料金表

月 額 基 本 料	7,500円
-----------	--------

対 象 帳 票	帳票1枚あたりの料金
請求書(コンビニ)	160円
未入金確認通知(コンビニ)	160円
会費納入依頼書(コンビニ)	160円
発注者向振込依頼(コンビニ)	160円
会員向振込依頼(コンビニ)	160円

- ① 表示金額は消費税抜きです。消費税は別途、お支払いいただきます。帳票枚数に単価を掛けた後、消費税を計算します。
- ② 利用料金の単価には、郵便料金が含まれています。

□支払方法

当月分の利用料金を月末締め、翌々月 6 日（銀行休業日の場合、翌営業日）にお客様の口座から引落